

会長声明

2020年2月14日

会 員 各 位

日本公認会計士協会
会長 手塚 正彦

最近の不適切会計に関する報道等について

本年1月24日に東京商工リサーチが、2019年1月から12月の1年間に「不適切な会計・経理（以下、不適切会計）」を開示した上場企業が70社、案件が73件であったと発表しました。前年の54社から29.6%増、集計を開始した2008年以降、最多とのこと。不適切会計の内容としては、経理や会計処理ミスなどの「誤り」が31件、次いで、子会社での不適切会計処理などの「粉飾」が28件を占めており、産業別では製造業が30社、次いでサービス業が11社であったとされています。東京商工リサーチの発表内容については、1月25日の日本経済新聞朝刊においても取り上げられており、上場企業による不適切会計が相次いでいることが社会からの関心を集めています。最近では、海外の関連会社による不正な資金流用、過去の決算における在庫の過大計上、複数の大手の上場企業が関与する循環取引について、新聞等による報道及び企業からの情報開示が行われています。

上場企業による不適切な会計の多発を指摘されている現状が今後も続くようであれば、企業情報開示の適正性に対する社会からの信頼を揺るがしかねません。また、不適切会計に関連して、監査の重大な不備が指摘されることとなれば、監査の信頼性をも損なうことが懸念されます。

監査業務の責任者を務める会員各位におかれましては、不適切会計に関する報道や不適切会計に関わった企業からの情報開示に注意を払い、自らの監査業務の実施に当たって考慮すべき事項がないかどうか、慎重に検討いただくようお願いいたします。監査における不正リスク対応基準とともに、循環取引については会長通牒「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」（2011年9月15日公表）を今一度確認いただくようお願いいたします。また、監査の実施過程において、不適切会計の防止と発見について、改めて経営者及び監査役等と有意義なコミュニケーションを行うよう心がけ、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況を再検討するなど、適切に対処するようお願いいたします。

以 上